

植草学園短期大学同窓会会則

[制 定 平成13年 3月18日]

[最近改正 令和7年 5月24日]

第1章 総則

(目的)

第1条 この会則は、学校法人植草学園(以下「学園」という。)と植草学園短期大学(平成11年4月開学、令和7年3月閉学)同窓生の連携を図る団体に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、植草学園短期大学同窓会と称する。

(事務局)

第3条 本会は、事務局を学園若葉キャンパス内(千葉市若葉区小倉町1639番3)に置く。

第2章 会の目的及び事業

(会の目的)

第4条 本会は、会員相互の連絡及び親睦を深め、併せて学園の各同窓会連合会である「植草学園さくら会」との連携を図ることにより、学園の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。

- (1) 会員間の交流及び連携の推進
- (2) 「植草学園さくら会」への参画
- (3) 植草学園との連携及びその事業への協力
- (4) その他本会の目的達成に必要な活動

第3章 会員

(会員の構成)

第6条 本会は、次の会員により構成する。

- (1) 正会員 植草学園短期大学の卒業生及び修了生
- (2) 特別会員 植草学園短期大学の教職員であった者

第4章 役員

(役員)

第7条 本会に役員を置く。役員の構成、選任方法及び職務は次のとおりとする。

役員名	人数	選任方法	職務
会長	1名	理事の互選に基づき 役員会において選任する。	本会を代表し、会務を総理する。
副会長	若干名		会長を補佐し、必要あるときは その職務を代理する。
理事	若干名	役員会において選出する	会務を処理する。
監事	2名	理事の互選に基づき役員会に おいて選任する。	本会の会計を監査する。
顧問	若干名	特別会員のうちから役員会にお いて選任する。	本会の運営等に関し、助言等を行う。

2 役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

第5章 会議

第8条 本会の会議は、臨時総会及び役員会とする。

(臨時総会)

第9条 臨時総会は、役員会が必要と認めたときに開催する。

(役員会)

第10条 役員会は、第7条に掲げる役員をもって組織する。

(役員会の審議事項)

第11条 役員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 第5条における本会の事業及び活動に関する事項

(2) 役員の選任に関する事項

(3) 予算及び決算に関する事項

(4) 会則の改廃に関する事項

(5) その他必要な事項

(役員会の開催)

第12条 役員会は、定例として毎年1回開催する。

2 役員会は、必要に応じて、又は会長から要請があったときは、臨時に開催することができる。

3 特別会員は、役員会に出席して意見を述べることができる。

4 会長は、役員会を開催し、議長となる。

5 会議の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

第6章 経費及び会計

(経費)

第13条 本会の経費は、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第15条 本会の毎会計年度の収支予算は、役員会が編成する。

(決算)

第16条 本会の毎会計年度の決算は、監事を除く役員会が作成し、監事の意見を付して役員会の承認を得るものとする。

第7章 業務組織及び運営

(業務組織等)

第17条 本会にその業務を行うため、事務担当の部及び係を置く。部及び係の構成、業務分担は、次のとおりとする。

部等の名称	構成	業務
総括	会長及び副会長	業務組織を統括し、同窓会活動の企画、立案に関すること。
庶務部 同窓会係 会報係	役員会が理事のうちから選出した者数名	文書の発送、臨時総会及び役員会の記録その他の業務に関すること
会計部	役員会が理事のうちから選出した者2名	出納及び決算報告に関すること。
監査部	監事	会計監査及び役員会における監査報告に関すること。

第8章 雑則

(改廃)

第18条 この会則の改廃は、役員会の議を経て会長が行う。

(補則)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の議を経て会長が別に定めることができる。

附 則

この会則は、平成13年3月18日から施行する。

附 則(平成22年11月20日定期総会承認)

1 この会則は、平成22年11月20日から施行し平成22年4月1日から適用する。

2 改正前の会則第21条の規定により納入された会費は、改正後の規定により納入したものとみなす。

附 則(平成25年5月18日定期総会承認)

この会則は、平成25年5月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成28年5月21日定期総会承認)

この会則は、平成28年5月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和 7年5月24日定期総会承認)

この会則は、令和 7年5月24日から施行する。

(植草学園短期大学の令和7年3月閉学に伴う改正及び条文整備)